

# 総務建設常任委員会

平成26年11月7日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年11月7日(金) 午前10時09分 開会  
午前10時17分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	赤井 佐太郎
副委員長	岡本 吉司
委員	川村 優子
〃	西川 朗
〃	朝岡 佐一郎
〃	吉村 優子
〃	阿古 和彦
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議長 西川 弥三郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	杉岡 富美雄
企画部長	吉村 孝博
総務部長	山本 眞義
生活安全課長	門口 昌義
〃 補佐	早田 幸介

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田 馨
書記	中井 孝明
〃	谷口 亜耶

7. 付議事件(付託議案の審査)

議第43号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

開 会 午前10時09分

**赤井委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、臨時会でお疲れのところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいま総務建設常任委員会に付託されました案件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

一般の傍聴の申し出が1名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

**赤井委員長** 発言される場合は、挙手をいただき、指名いたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第43号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**山本総務部長** おはようございます。総務部の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第43号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することにつきましてご説明をさせていただきます。

本条例の一部改正につきましては、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年4月23日に公布され、これによりまして、当該法律の1つであります児童扶養手当法の一部が改正され、平成26年12月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

児童扶養手当法の改正内容についてでございます。ひとり親家庭等に対する支援施策の充実を図るため、児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整が見直しされたわけでございます。これまで公的年金給付等の受給者につきましては児童扶養手当の支給対象とされておりましたが、今改正によりまして、公的年金給付等の額が児童扶養手当の額を下回る場合につきましては、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになったという改正でございます。今改正は、平成26年12月1日から施行されることに伴いまして、児童扶養手当法の条項を引用しております本条例での条文整理の改正を行うものでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。

この表の左側が改正前でございます。すなわち旧でございます。右側につきまして、改正後、新となっておりますところでございます。そして、赤色のアンダーライン部分が改正部分

となっております。

新旧対照表の1ページ中段をごらん願いたいと思います。本条例附則第5条第7項第1号と第2号でございます。他の法律による給付との調整に係ります規定の改正でございます。この条文中で出てまいります児童扶養手当法の第4条、これは支給の要件を定めておる条文でございますが、この第4条の第2項及び第3項の各号にて規定されておりました児童扶養手当を支給しないとする要件、すなわち、父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる場合、父または母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっている場合、国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができる場合、また、父または母の死亡について労働基準法の規定によります遺族補償等を受けることができる場合であって、給付事由が発生した日から6年を経過していない場合、これらの場合の規定を削るとともに、これらの場合においては、新たに支給の制限をうたった条文中で、今回、公的年金給付等の額に応じて児童扶養手当の額の一部を支給できるとする規定として、新たに第13条の2において定められたことによります引用条項の整理改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、児童扶養手当法の一部改正に合わせ、平成26年12月1日からとなっております。

以上で葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することにつきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**赤井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時17分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 赤 井 佐太郎